久喜市農業振興地域整備計画の変更に係る公告

久喜市告示第408号

久喜市農業振興地域整備計画（令和8年8月4日付け久喜市告示第289号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により、公告する。

なお、同条第2項の規定により、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年11月2日

久喜市長　貴志　信智

1　久喜市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

久喜市菖蒲町新堀38
菖蒲行政センター3階　環境経済部　農業振興課

2　久喜市農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和8年11月2日以後、常時備え置いてあります。